

平成31年度 保育園入園申込の手引き

1. 申込期間 平成31年1月17日（木）～平成31年1月31日（木）
年度途中入園の場合は、入園希望月の前月15日まで（15日が閉庁日の場合はその前の開庁日まで）
2. 申込場所 井原市 子育て支援課 子育て支援係（市役所1階） TEL 0866-62-9517
芳井支所芳井振興課 市民福祉係 / 美星支所美星振興課 市民福祉係
3. 入園要件
 - （1）井原市に住所を有していること
 - （2）保育園での集団生活に支障のない乳幼児であること
 - （3）保護者（父・母）が下記の『保育を必要とする事由』のいずれかに該当すること
 - ① 1月あたり48時間以上就労していること（休憩時間を除く）
 - ② 産前産後であること（概ね産前2か月、産後3か月の期間）
 - ③ 長期の疾病又は障害を有していること
 - ④ 同居の親族等を常時介護又は看護していること
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
 - ⑥ 求職活動を継続的に行っていること
 - ⑦ 就学又は職業訓練等を受講していること
 - ⑧ 既に保育を利用している児童がおり育児休業中に継続が必要であること
 - ⑨ その他これに類するもの
4. 提出書類
 - （1）保育所等入所申請書（支給認定申請書を兼ねています。児童1人につき1部必要です。）
 - （2）家庭での保育ができないことが認められる書類
※保護者（父・母）について、児童1人につき1部必要です。
 - ①**自宅外勤務をしている人（会社員など）**
就労証明書（社会保険加入の場合は、事業所証明欄に代えて保険証のコピーの添付可）
 - ②**内職をしている人**
内職従事証明書（内職発注事業者に証明してもらってください。）
 - ③**自営業の人（農業を含む。＊自家消費のみの小規模なものは除く。）（法人組織でないもの）**
又は自営業の手伝いをしている人
確定申告書の写し、製品や農作物等の出荷量等が証明できるものの写し、事業請負書の写しなど
→自営業で収入を得て、生計を立てていることがわかるもの
 - ④**就職活動中の人**
求職申立書
 - ⑤**妊娠中又は出産後間もない人**
出産（予定）証明書又は母子手帳の写し（出産予定日が分かるもの）
 - ⑥**保護者が長期疾病又は障害を有している人**
医師の診断書等（疾病の状況が分かるもの）、身体障害者手帳等の写し
 - ⑦**同居親族等の長期疾病又は障害を有する人等を常時看護又は介護している人**
医師の診断書等、身体障害者手帳・療育手帳等の写し、介護認定のわかるもの

（3）保育料を算定する書類（父母それぞれの証明書）

- ①平成30年度住民税所得課税証明書 ※平成31年4月から8月までに新規入園するとき
平成30年1月1日に井原市に住民登録のない人（単身赴任等で市外に住民登録のある人を含む。）
- ②平成31年度住民税所得課税証明書 ※平成31年9月以降も継続及び新規入園するとき
平成31年1月1日に井原市に住民登録のない人（単身赴任等で市外に住民登録のある人を含む。）

平成31年4月分から8月分の保育料	平成30年度市民税（所得割額）で算定した額
平成31年9月分以降の保育料	平成31年度市民税（所得割額）で算定した額

5. 注意事項：必ずお読みください。

（1）入園する前の注意事項

- 入所申請書は、すべて提出日現在の状況について、記入例を参考に記入もれがないよう、表面、裏面とも、インク又はボールペンを用いて楷書ではっきり記入してください。
- 4月以降も継続入園を希望される人も、必ず期間中に申込を行ってください。（現在、利用中の保育園へ提出）
- 保育園は、**保育の必要性があると認められる児童を保育する施設です。**
したがって、**家庭内で児童を保育できる場合は入園できません。**（継続入園の児童でも例外ではありません。）
- 申請書を提出された後、保育の必要性の認定のため、訪問調査や事業所への照会等を実施する場合があります。
- 保育園への入園は単なる申込順ではなく、**入園審査会を開き、保育を必要とする程度の高い順に決定します。**
そのため、希望する保育園について定員に余裕がないなどの理由で、入園できない場合がありますのでご承知ください。
- 年度途中入園の受付も随時行います。また、出産後、育児休業明け等で職場復帰する日が確定している人のために、入園月指定申込も受付しています。早めの申込が可能です。（ただし、入園の優先度は申込順ではありません。）
- 年度途中入園の審査会は、毎月20日頃に行い、翌月1日からの入園となります。
入所申請書は入園希望月の前月の15日までに必ず提出してください。
- 4月入園希望で申請された場合の可否は、**2月下旬**に文書でお知らせする予定です。
- 入園決定後、事前に各保育園において説明会があります。日程については、別途お知らせします。

（2）入園後の注意事項

- 入園後、慣らし保育が必要です。入園後しばらくの間、半日程度の保育となります。
- 出産を理由に入園する場合は、概ね産前2か月、産後3か月の利用期間とします。
- 就職活動中を理由に入園する場合は、**保育の利用期間は入園後3か月間です。**
3か月以内に就職が決まらない場合は、必ず、事前に子育て支援課までご連絡ください。
- 就職活動中を理由に入園した後、就職が決まりましたら、事前に、子育て支援課へ連絡の後、「就労証明書」を子育て支援課に提出してください。
- 入園決定後、『保育を必要とする事由』が変更になった場合（例：就職した、退職した、自宅での療養が必要になった、出産予定など）は、事前に、子育て支援課へ連絡の後、該当する添付書類を子育て支援課に提出してください。
- ※**保育料の納入が滞りますと、児童手当からの徴収や、入園解除の手続きをさせていただくこともあります。**
- 退園予定がある場合は、利用保育園に連絡し、子育て支援課に事前に「退所届」を提出してください。

6. 市内保育園一覧

保育園名	運営法人	定員	所在地 電話番号	開園時間 (延長保育含む)	入園児 の年齢
公立	甲南保育園	井原市	90名 西江原町1414 62-1610	7:30~19:00	3 か 月 〜 就 学 前
公立	芳井保育園	井原市	45名 芳井町吉井3670 72-0203	7:30~19:00	
私立	いばら保育園	(福)シンコー福祉会	100名 井原町1440-2 62-1211	7:15~19:15	
私立	出部保育園	(福)井原福祉会	120名 上出部町186 62-1006	7:00~19:00	
私立	きのこ保育園	(福)シンコー福祉会	110名 木之子町142-3 62-4003	7:15~19:15	
私立	高屋南保育園	(福)高屋福祉会	100名 高屋町四丁目24-1 67-0102	7:00~19:00	
私立	せいび保育園	(福)セイビ福祉会	50名 高屋町119 67-0184	7:00~19:00	
私立	いずみ保育園	(福)芳井福祉会	70名 井原町3287-1 62-3300	7:00~20:00	
私立	せいび四季が丘保育園	(福)セイビ福祉会	80名 上出部町四季が丘24-7 65-0090	7:00~19:00	
公設民営	美星保育園 (小規模保育事業所)	(福)セイビ福祉会	9名 美星町西水砂2474-1 87-2277	7:30~19:00	
私立	つむぎキッズ (小規模保育事業所)	(福)福寿新生会	6名 下出部町7-1 84-0300	7:30~18:30	3 か 月 〜 2 歳

7. 特別保育事業等の実施状況

○延長保育サービス

ご都合で『保育標準時間利用』（1日11時間の保育利用）、『保育短時間利用』（1日8時間の保育利用）を超える保育を希望される場合に、延長保育サービスを行っています。

利用される場合は、保育料とは別に利用料が必要です。(料金は保育園で決定します。)

○保育園地域活動事業

地域とのふれあいを通して、児童の社会性を養うために次のような事業を行っています。

・**世代間交流事業**(いばら・出部・きのこ・高屋南・せいび・いずみ・せいび四季が丘・美星)

老人福祉施設を訪問したり、保育園へお年寄りを招待したりすることによって、世代間のふれあい活動をします。

・**地域における異年齢児等との交流事業**(いばら・出部・きのこ・せいび・いずみ・せいび四季が丘・美星)

地域の異年齢児等との共同活動を通じて交流を行います。

○障害児保育事業

保育園で集団生活ができる程度の障害のある児童をお預かりしています。

ただし、職員配置が必要な場合がありますので、入園申込時にご相談ください。

○休日保育事業(出部保育園)

休日出勤等により、休日に保育を必要とする児童をお預かりしています。

対象は、出部保育園に在園している児童で、保育料とは別に料金が必要です。(料金は保育園で決定します。)

○病後児保育事業(せいび保育園)

保護者の就労等により家庭で保育ができない病気の回復期にある児童を一時的にお預かりしています。

事前にせいび保育園で利用登録の手続きが必要です。**せいび保育園に在園していない児童でも利用できます。**

※詳細については、各保育園にお尋ね下さい。

「子ども・子育て支援制度」について

① 「支給認定」について

井原市では、支給認定の申請は、保育園入園申込と兼ねています。

※子ども・子育て支援法では支給認定申請から30日以内に支給認定の通知をすることとされていますが、4月入園時には利用調整に時間を必要としますので、3月上旬の保育園内定通知と併せて送付いたします。

認定の区分 1号認定・・・3歳以上で幼稚園等利用

2号認定・・・3歳以上で保育園等利用

3号認定・・・3歳未満で保育園等利用

※3号認定の児童が3歳に達した場合は、翌月から2号認定となります。その際の手続きは不要です。

② 就労時間等に応じて保育必要量の区分があります。

保護者の就労時間等に応じて『保育標準時間利用』（1日11時間の保育利用）、『保育短時間利用』（1日8時間の保育利用）に区分されます。この時間を超えると延長保育の扱いとなります。

③ 保育料の算定について

住民税額(区市町村住民税所得割額)に基づいて保育料を算定します。

平成30年1月1日に井原市に住民登録がない保護者は、1月1日現在で住民登録がある区市町村で発行される「平成30年度住民税所得課税証明書」の提出が必要です。

平成31年1月1日に井原市に住民登録がない保護者は、1月1日現在で住民登録がある区市町村で発行される「平成31年度住民税所得課税証明書」の提出が必要です。⇒平成31年9月分以降の保育料を算定するため(平成31年6月頃から1月1日現在 在住されていた区市町村で取得可能です。)

また、税額の更正や世帯状況の変更があった場合は、その翌月分から保育料を変更します。

平成31年4月分から8月分の保育料	平成30年度市民税(所得割額)で算定した額
平成31年9月分以降の保育料	平成31年度市民税(所得割額)で算定した額

○平成31年4月上旬に平成31年4月分以降の保育料決定通知を送付します。

○平成31年8月下旬に平成31年9月分以降の保育料決定通知を送付します。

○『保育標準時間利用』と『保育短時間利用』の認定により、保育料は異なります。

○保育料算定で基準となる児童の年齢は、**平成31年4月1日を基準日**とします。

○井原市では、保育料の基準について、国が定める基準から約30%低減した金額で設定しています。

○井原市独自の施策として、**小学校就学前の児童のうち、2人目以降の保育料を『無料』**としています。

